

薬剤師のひとりごと

国立病院機構東京医療センター

薬剤科長

鈴木 義彦

薬剤師となってから、35年……。もうこんなに年月が経ってしまったのか……

私が、薬剤師としてなりたての頃の業務と今の薬剤師の業務は明らかに違ってきている。

昭和55年に初めて任官した施設では、毎日処方せんの調剤業務に追われていたことを思い出す。当時は今のように医薬分業である院外処方せんはほとんど発行されておらず、午前から午後にかけて、まずは外来処方せんの調剤をこなし、午後からは入院処方せんの調剤をこなしていた。同時に、注射薬に関しても進行していたわけであり、大多数の薬剤科のスタッフは調剤に追われた業務をこなしていた。新人薬剤師として求められることは、いかに早く、正確に調剤をこなせるかであり、自分の目の前にある山と積まれた処方せんと薬袋を決められた時間内に処理するかに忙殺されていた。つまり、外来患者の調剤業務が主体であったように思われる。まあ、新人薬剤師にとってみるとどこでも同じ登竜門である。薬剤科全体としては様々な業務が行われていたが、物の管理が大きなウエイトを占めていたように思える。しかし、これは大きな間違いであり、この物の管理の中には、医薬品に関する情報の重要性がたくさん詰まっており、薬剤師としてコントロールしなければならない情報が非常に多く含まれていた。若気の至りか、なかなか気がつかなかったように思える。当時の医薬品情報管理業務はいかに早く、多くの情報を収集し、その中から情報を評価し、加工して分かりやすく多くの医療従事者に伝達するかに時間をかけられていたように見え、他の医療従事者への情報提供が主体であった感がある。そんななか、ひとつの転機が医薬分業であり、この医薬分業が飛躍的に発展したのは、平成7年ごろで、当時の厚生省（平成13年1月に厚生労働省）から強力な要請が国立病院にあり、それから分業が加速度的に推進されたのを覚えている。現在では国立病院機構全体では、約90%が院外処方せんを出している。つまり、これまで業務の大半をしめていた外来調剤業務が大幅に減り、入院患者へ業務がシフトされていった。入院患者に対する業務の代表的な業務といえば、昭和63年4月に入院技術基本料として月1回100点の請求が認められたのが始まりであり、平成6年4月

に薬剤管理指導料と名称が変更されて現在に至っている業務といえるであろう。これは入院患者の薬歴管理と服薬指導を介して患者の薬物療法への認識を向上させ、また患者から得られた情報を医師にフィードバックすることにより薬物療法を支援する業務であると定義され、臨床薬剤師への第一歩であり、大きな転機であったと考える。当該業務については必ず医薬品情報管理室の設置が義務付けられており、この医薬品情報業務が以前は、医療従事者への情報伝達が主体であったのに対し、これを機に患者への情報提供とさらにバージョンアップしていくことになった。

治験関係では、昭和60年には旧GCPが公表され、平成9年には新GCPが開始されている。創薬関係にも薬剤師が大いに活躍している。新旧ともに基準作成時には大いに薬剤師が活躍していたことを思い出す。私も旧GCPの基準を作成するにあたり事務局として片隅に参加していたのを懐かしく思い出す。治験事務局、CRC業務ともども多くの薬剤師が起用されている。薬剤師免許はフルには活用されないが、医薬品の開発においては、医薬品のプロとして薬剤師の職責は大きいと思われる。

また、平成11年頃から、消毒剤誤注射死亡事故や、筋弛緩剤投与による殺人事件、入院患者持参薬（リウマトレックス）に関する服用間違いによる死亡など医薬品に関する事故、事件等が相次いだ。それを受けてか、平成19年4月には改正医療法が発出され、医薬品の安全管理体制が見直され、医薬品安全管理責任者をおき、手順書を作成して体制を確保しなければならなくなった。

平成22年4月30日付で、厚労省医政局通知が発出され、「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」においては、現行法（医療法、医師法、薬剤師法等）上で実施可能な薬剤師業務が示された。その2年後である平成24年4月の診療報酬改定においては、「病棟業務実施加算」が新設され、病棟に薬剤師を常駐させ、医師の負担軽減に寄与するべく、医療の担い手としての位置付けがなされた。

近々の薬剤師のキーワードとして、認定・専門薬剤師、ファーマシューティカルケア、RMP、CDTM、臨床推論等があり、薬剤師が目指すものがどんどん変化してきており、ますます臨床に特化してきていると思われる。つい最近では、平成26年3月19日付で、厚労省医政局及び医薬食品局課長通知では、「薬剤師の使用方法に関する実技指導の取扱いについて」という通知が出され、「薬剤師が、調剤された外用剤の貼付、塗布または噴射に関し、医学的な判断や技術を伴わない範囲内での実技指導を行うこと。」とされた。これは、実に興味深く、まだまだこれからこのような事例は増加し、また、解釈も変化していくものと考ええる。今後、薬剤師はさらに臨床の中で活躍することが必須となってきたので、非常に楽しみである。